

東近江市社会福祉協議会会長表彰の対象および基準

- (1) 民生委員児童委員であってその功績が顕著なもの。ただし、在職期間が9年以上であること。
- (2) 社会福祉協議会、社会福祉施設等の役員および職員でその功績が顕著なもので、役員および職員としての在職期間が10年以上であるもの。なお、非常勤職員については、常勤換算し、在職期間が10年以上であるものとする。ただし、非常勤職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}$$

また、福祉団体等の役員でその功績が顕著なもので、役員としての在職期間が10年以上であるもの。

- (3) 多年にわたり社会福祉の向上に努め、その功績が顕著なもの。ただし、その期間が10年以上であること。
- (4) ボランティアまたはボランティアグループとして社会福祉活動に積極的に参画協力し、その功績が顕著な個人または団体。ただし、個人ボランティアにあっては8年以上の活動歴、ボランティアグループにあっては5年以上の活動歴を有すること。なお個人ボランティアが、グループで一つの活動を行っている場合は、ボランティアグループとみなす。

◎ サロン事業についての考え方

サロン事業の実施主体については、表彰の対象としない。(例：〇〇町サロン等)
なお、サロン事業を長く支えてくださっている個人のボランティアやボランティアグループは対象とする。個人ボランティアにあっては、継続して概ね年10回以上の活動で、かつ8年以上のボランティア活動歴を有すること。(対象となる例：〇〇町サロンの個人ボランティア〇〇、〇〇町サロンのボランティアグループ〇〇等)

- (5) 地区社会福祉協議会または福祉団体で社会福祉活動が優良であって他の模範と認められるもの。ただし、結成後10年以上の活動歴を有すること。
- (6) 福祉活動等が特に優秀な福祉活動推進校。ただし、5年以上の活動歴を有すること

◎ 上記のほか、特に表彰に値する特別な理由があると思われる団体および個人については、推薦することも差し支えない。

◎ 表彰規程第4条各号のいずれかに掲げる表彰を受けたものは、同じ表彰内容での表彰を受けることができない。